

## 紹介あっせんできる事業所・職種の範囲

	区分	職種	主な事業所
1	社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業	左記の事業に従事するすべての職種  (例) 生活相談員 生活支援員 介護職員 ホームヘルパー	救護施設 乳児院 児童養護施設 特別養護老人ホーム 経費老人ホーム 保育所 社会福祉協議会など
2	介護保険法に規定する介護保険事業	介護支援専門員 サービス提供責任者 保育士 社協職員 事務員 看護師 理学療法士	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 訪問介護 訪問入浴 介護予防関連事業 地域包括支援センターなど
3	障害者総合支援法に規定する事業	作業療法士 言語聴覚士 栄養士 調理員 運転手	障害者支援施設 (生活介護、就労支援など) 障害者在宅支援 (居宅介護、移動支援など)
4	地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業	世話人など	小規模作業所など
5	行政が実施する相談所		婦人相談所 児童相談所 福祉事務所 更生相談所など
6	1 から 5 以外の社会福祉を目的とする事業	社会福祉分野の <sup>*</sup> 国家資格を持つ専門職のみ  ( ※ 社会福祉士・介護福祉士 精神保健福祉士・保育士 )	病院 診療所 有料老人ホーム 福祉系養成校など

※実施主体は問いません。

※病院の看護職、栃木県外の事業所は対象外となります。